第四十四条の二第一項第四号、第四十七条第一項第四号及び第五十条第四項第四号	第四十五条
引き続き受給権者によつて生計を維持している旨	（胎児出生の届出） 第四十五条　障害年金の受給権者は、法第五十一条第二項において準用する法第四十一条第二項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　障害年金証書の記号番号 三　子の氏名及び生年月日 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師の診断書
受給権者によつて生計を維持している旨	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出） 第四十五条　障害年金の受給権者は、配偶者（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）又は子（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　基礎年金番号 三　障害年金証書の年金コード 四　配偶者又は子の氏名及び生年月日 五　配偶者又は子を有するに至つた年月日及びその事由 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日及び配偶者又は子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 三　配偶者又は子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

附則第二十一条第一項の表第五十条第一項第八号、第五十二条第一号、第五十三条第一項第二号及び第三号、第五十三条ノ二第二号、第五十四条第一項第二号、第五十五条第一項第二号、第五十六条第一項第二号、第五十六条ノ二第二号、第五十六条ノ四第二号、第五十九条第一項第二号、第六十条第二号、第六十一条第一項第二号、第六十二条第二号、第六十二条ノ二第一項第二号、第六十三条第一項第二号、第六十五条第一項第二号、第六十六条第一項第二号、第六十八条ノ二第一項第九号、第六十八条ノ三第一号、第六十八条ノ四第二号及び第三号、第六十八条ノ六第二号、第六十八条ノ八第一項第二号、第六十八条ノ九第一項第二号、第六十八条ノ十第二号、第七十二条ノ二第一項第二号及び第三号、第七十三条ノ二第一項第二号、第七十四条第二号、第七十四条ノ二第一項第二号、第七十四条ノ三第二号、第七十四条ノ四第一項第二号、第七十四条ノ八第一項第二号、第七十四条ノ九第二号、第七十四条ノ九ノ二第二号、第七十四条ノ十第一項第二号、第七十四条ノ十ノ二第二号、第七十四条ノ十二第一項第二号、第八十一条第二項第三号及び第十七号、第八十一条ノ二第一項第九号、第八十一条ノ四第一項第九号、第八十一条ノ五第一号、第八十一条ノ六第一項第二号及び第三号、第八十二条第一項第二号及び第四号、第八十二条ノ二第二号及び第四号、第八十二条ノ三ノ二第二号、第八十二条ノ四ノ二第一項第二号、第八十二条ノ五第一項第二号、第八十二条ノ九第一項第三号、第八十二条ノ十第一項第二号、第八十二条ノ十ノ二第二号、第八十二条ノ十ノ三第二号、第八十二条ノ十ノ四第二号、第八十二条ノ十ノ五第二号、第八十二条ノ十ノ六第一項第二号、第八十二条ノ十ノ七第二号、第八十二条ノ十一第一項第二号、第八十二条ノ十四ノ六第一項第二号及び第三号、第八十二条ノ十四ノ八第二号並びに第八十二条ノ十四ノ九第一項第二号の項中「、第七十四条ノ二第一項第二号」を削り、同表第五十三条第一項、第五十三条ノ二、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条ノ二、第五十六条ノ四、第五十九条第一項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十二条ノ二第一項、第六十八条ノ四、第六十八条ノ六、第六十八条ノ八第一項、第六十八条ノ九第一項、第六十八条ノ十、第七十二条ノ二第一項、第七十三条ノ二第一項、第七十四条、第七十四条ノ二第一項、第七十四条ノ三、第七十四条ノ八第一項、第七十四条ノ九、第七十四条ノ九ノ二、第七十四条ノ十第一項、第七十四条ノ十ノ二、第七十四条ノ十一、第八十一条ノ六第一項、第八十二条第一項、第八十二条ノ二、第八十二条ノ三ノ二、第八十二条ノ五第一項、第八十二条ノ九第一項、第八十二条ノ十第一項、第八十二条ノ十ノ二から第八十二条ノ十ノ五まで、第八十二条ノ十ノ六第一項、第八十二条ノ十ノ七、第八十二条ノ十一第一項、第八十二条ノ十四ノ六第一項、第八十二条ノ十四ノ八及び第八十二条ノ十四ノ九第一項の項中「、第七十四条ノ二第一項」を削り、同表第六十八条ノ八第二項の項の次に次の二項を加える。

第七十二条ノ二第二項第四号、第七十四条ノ十第二項第四号		第七十四条ノ二
届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時法別表第四下欄	届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄	（胎児出生の届出） 第七十四条ノ十二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ記号番号 三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
法別表第四下欄	法別表第四下欄	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出） 第七十四条ノ十二　障害年金受給者ハ配偶者（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者）（以下本条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子）（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ年金コード 三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2　前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本